

個人情報保護審議会（第71回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年8月4日（水）午後6時から午後8時まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 9階 901号室

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
上羽 慶市	齋藤 修	

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

(企画管理部教育・情報局電子県庁課)

課長補佐（行政情報化担当） 西井 正和 主任 三木 貴之

(健康生活部環境局大気課)

自動車運行規制係長 正賀 充 主任 樫原 敏実

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長	井上 勝文
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

- (1) 諮問受付番号16-5号案件（オンライン結合による提供の制限の例外について）

【電子申請システムにおける電子認証の利用の件】

- (2) 諮問受付番号16-6号案件（収集の制限（本人収集の原則）の例外の件）

【ディーゼル自動車運行監視事業に係るビデオカメラの使用の件】

6 議事の要旨

- (1) 調査審議事項（諮問受付番号16-5号案件（オンライン結合による提供の制限の例外について））

委員：平成15年12月に当審議会として、要綱・要領に基づく申請・届出手続について、電子申請システムの利用を認める答申を出した。
答申は、「電子申請システムにおいて、電子認証、電子決済の機能を利用する際の個人情報の取扱内容等について、審議会として慎重

な検討を進めることとする」としている。

今回は、電子認証の運用が可能となったため、電子認証の機能を利用することについての諮問である。それでは、実施機関（企画管理部教育・情報局電子県庁課）より、説明していただく。

企画管理部教育・情報局電子県庁課 着席

企画管理部教育・情報局電子県庁課の職員から、説明が行われた。

委員：説明についてご質問・意見を伺いたい。

委員：電子署名が、第三者のものと一致することはあり得るのか。

電子県庁課：秘密鍵は乱数を使って作成しているので理論的にはあり得るが、極めて低い。

委員：暗号は、複雑なものなのか。

電子県庁課：複雑である。

なお、かつての暗号は、共通の鍵で行うものであった。同じ乱数表を使って、暗号化するため、お互いに同じ乱数表を持っておく必要があり、常に乱数表の安全な交換方法が問題となっていた。

委員：現在、秘密鍵と公開鍵のペアが一番安全と聞いている。

電子県庁課：ただ、電子計算機の技術が進歩すれば、安全でないこともある。

委員：審議会との関係では、どこが問題となるのか。

委員：法律、条例に基づかない申請手続で、本人であることの確認が厳格に要請される申請手続について、電子申請を認めるかを審議するものである。

電子県庁課：従来は、申請者から申請文のみ提出を受けていた。電子認証においては、申請文、電子署名、電子証明書の提出を受けることになる。

委員：すでにオンライン化を実施している手続で、何か問題はあったか。

電子県庁課：なかった。

委員：民間認証局として、帝国データバンクを上げているが、特定認証業務を行う認証局の数を教えていただきたい。

電子県庁課：10数社である。

委員：特定認証業務の基準に適合しない場合、県への申請はできるのか。

電子県庁課：できない。県に申請された場合、確認できる認証局は、電子署名法で認定された認定局に限られる。例えば、信用性は高いが、アメリカの認証局ベリサインは、日本の特定認証業務の基準に適合していないため、確認ができない。

委員：つまり、国から認証を受けた認証局でなければ、確認できないということか。

電子県庁課：そうである。証明書が正しいかは、自分を認証している認証局に確認し、また、お互いを信頼している認証局へ確認に行くことになっており、基となっているのが、GPKI（政府認証基盤）である。

つまり、GPKIにつながっていなければ、確認できない。

電子県庁課：公的個人認証サービスでは、基本4情報（住所、氏名、生年月日、

性別)のみしか証明していないので、今後は、属性情報(弁護士、行政書士、医者等)の証明の問題が出てくると思う。

委員：具体的に本人認証が必要な申請は何か。

電子県庁課：補助金の申請である。

委員：県の公的個人認証の発行は、どのくらいか。

電子県庁課：1,200くらいだと思う。ただ、中部地方は、税の電子申告ができるため、普及していると聞いており、今後手続が増えれば、発行枚数も増えていくと思う。

委員：電子決済の運用は、いつごろか。

電子県庁課：県税の申告と合わせ行うことになるので、平成17度末くらいになると思う。

企画管理部教育・情報局電子県庁課職員 退席

委員：電子申請については、平成15年12月の答申で認めている。この度は、電子申請において電子認証の利用を認める答申である。

答申案については、これでよろしいか。

委員：異議なし。

(2) 調査審議事項(諮問受付番号16-6号案件(収集の制限(本人収集の原則)の例外の件))

委員：実施機関(健康生活部環境局大気課)より、説明していただく。

健康生活部環境局大気課 着席

健康生活部環境局大気課の職員から説明が行われた。

委員：環境の保全と創造に関する条例に基づくディーゼル自動車の運行規制が10月から始まるに伴って、ビデオカメラを使用することで監視体制を整えるとのことである。ビデオカメラで自動車の運行状況を撮影することで、自動車登録番号のほか運転者、歩行者の画像も収集することになるため、収集の原則(本人収集の原則)の例外についての諮問である。説明についてご質問・意見を伺いたい。

委員：東京、神奈川の状況はどうか。

大気課：東京、神奈川でもビデオカメラを使用している。ただ、カメラの設置台数、場所は、公表されていない。

また、設置の効果についても、公表されていない。東京では、PMのみを規制対象にしているが、本県では、NOx・PMを規制対象としている違いはある。

委員：条例の施行に伴って、違反者の摘発をする際、街頭検査と運送事業者、荷主への立入調査だけでは、十分ではないのか。

大気課：運送事業者等への立入調査では、運行日誌、依頼伝票により違反事実の確認を行うことになるが、ビデオカメラの場合、時間、撮影場所が記録されるため、より確実に違反事実を確認できる。

委員：登録番号を運輸支局に照会すれば、適合車両か否かがわかるのか。

大気課：車検証の初度登録年月、車両重量(バスの場合、定員)、型式等

から、適合車両か確認できる。

- 委員：ビデオカメラは、何台設置することになるのか。
- 大気課：上下車線とも1車線1台設置する。国道43号線の場合、6台設置することになる。
- 委員：撮影する場所は、1カ所だけなのか。
- 大気課：固定式ではないため、場所は変える。
- 委員：車種と型式で、違反車両の確認ができるのか。
- 大気課：条例では、法の基準を満たさない自動車の運行を禁止するものであるため、車種と型式等により違反車を確認することができる。
- 委員：東京と違う点は、阪神東南部地域の場合、通過車両が多いことである。大きな事業所への周知はできていると思うが、個人事業主の場合、不知の場合があると思う。この条例の全国的な周知度はどの程度なのか。
- 大気課：条例の改正の際、平成14年12月にパブリックコメントを行い、多くの意見をいただいた。営業ナンバーの車両については、日本トラック協会、バス協会を通じて周知を行った。
- 自車で、運送をしている者に対する周知の方法としては、都道府県への周知依頼、地方新聞への記事掲載依頼のほか、商工会連合会、農協等の荷主となるうる者への周知を行っている。
- また、近隣府県の道路情報板でも周知している。
- 委員：固定の場合とでは、どこが大きく違うのか。
- 大気課：機動性の点で優れている。
- 委員：画像の消去は、簡単に行えるのか。
- 大気課：はい。
- 委員：登録番号をどのように取り込まれるのか。
- 大気課：コンピュータで、自動的に大型車の登録番号が取り込まれる。
- 委員：撮影された時間、場所に運転者等がいたことが公的に記録されるので、プライバシーの観点から、できれば、撮影しないことが望ましい。
- 大気課：時速50キロ、60キロで運行している自動車を撮影すること、大型自動車のナンバープレートの高さに照準を合わせていることから、運転者等の画像は、個人が識別できる状態ではないと考えている。
- また、コンピュータには、登録番号のみを取り込み、その後ビデオテープの画像は消去する。
- 委員：撮影後の作業は、どのようになっているのか。
- 大気課：県庁に持ち帰り、コンピュータに自動車登録番号を取り込む。
- 委員：登録番号を取り込む職員と撮影する職員は、別なのか。
- 大気課：別である。
- 委員：登録番号を取り込む職員は、画面を見るのか。

大 気 課： 自動車登録番号のみを自動的に取り込むため、職員は画面を見ない。

委 員： 事業者だけの広報だけではなく、やはり、県民に対して、ディーゼル自動車運行規制監視のため、ビデオカメラを使用して自動車の運行状況を撮影することについて周知する必要があると思う。

委 員： ビデオカメラによる撮影及びコンピュータへの取込み作業に従事する職員に対し個人情報の適正な取扱いについて周知、徹底を図ること、自動車登録番号のコンピュータへの取り込み後、ビデオテープから撮影した画像を消去すること、県民に対して、ディーゼル自動車運行規制監視のため、ビデオカメラを使用して自動車の運行状況を撮影することについて周知することを求める。

健康生活部環境局大気課職員 退席

委 員： 審議の中でもあったように、ビデオカメラによる撮影及びコンピュータへの取込み作業に従事する職員に対し個人情報の適正な取扱いについて周知、徹底を図ること、事業者、県民に対して、ディーゼル自動車運行規制監視のためビデオカメラを使用して、自動車の運行状況を撮影することについて広報することを求めることを、答申に要望として入れていただきたい。

事 務 局： わかりました。

委 員： 答申案についてご意見を伺いたい。

委 員： コンピュータに登録番号を取り込む際、職員は、画像を見ることがないと説明を受けたが、このことを答申に入れていただきたい。

委 員： 「特定自動車の自動車登録番号のみが、直接、ビデオカメラからコンピュータに取り込まれ、その後直ちに、撮影された画像は、ビデオテープから消去されることとなっています」という記載でいかがか。

委 員： 異議なし。

委 員： 文言の修正については、会長と事務局で調整し、各委員に送付することとしてよいか。

委 員： 異議なし。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第71回）資料